

菊川水系河川整備計画の進め方について

平成9年河川法改正(河川整備基本方針等策定の流れ)

- 地域の意見を反映した河川整備の計画制度を導入
- 長期目標の「河川整備基本方針」と、概ね30年間の具体的な河川整備に関する事項を定める「河川整備計画」の2本立て

旧制度

工事实施基本計画

内容 ⇒ 基本方針、基本高水、計画高水流量等
主な河川工事の内容

工事实施基本計画
の案の作成

工事实施基本計画
の決定

意見

河川審議会
(一級水系)

河川工事

新制度

河川整備基本方針

内容 ⇒ 基本方針
基本高水、計画高水流量等

河川整備基本方針
の案の作成

河川整備基本方針
の決定・公表

意見

社会資本整備
審議会
(一級水系)
都道府県河川
審議会
(二級水系)

都道府県河川審議会
がある場合

河川整備計画

内容 ⇒ 河川整備の目標
河川工事、河川の維持の内容

原案

河川整備計画の
案の決定

河川整備計画の
決定・公表

意見

意見

意見

意見

学識経験者

公聴会の開催等による
住民意見の反映

地方公共団体の長

河川工事
河川の維持

河川整備基本方針及び河川整備計画の概要

	河川整備基本方針	河川整備計画
内 容	河川の整備についての基本となるべき方針	河川整備基本方針に沿って計画的に 河川の整備を実施すべき区間について当該河川の整備に関する計画
記載事項	<p>○河川の総合的な保全と利用に関する基本方針</p> <p>○河川の整備の基本となるべき事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分 ・ 主要な地点における計画高水流量 ・ 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅 ・ 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量 	<p>○河川整備計画の目標に関する事項</p> <p>○河川の整備の実施に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要 ・ 河川の維持の目的、種類及び施行の場所
計画策定の手続き	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会資本整備審議会の意見を聴く (H17. 10. 31, H17. 11. 14に意見を聴いた上でH18. 2. 14策定済) 	<p>河川法第16条の2</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>学識経験を有する者の意見を聴く</u> ・ 関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じる ・ 関係都道府県知事の意見を聴く

河川法第16条の2

河川法第16条の2 河川整備計画(抜粋)

第16条の2

(～省略[1項・2項]～)

3 河川管理者は、河川整備計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、河川に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

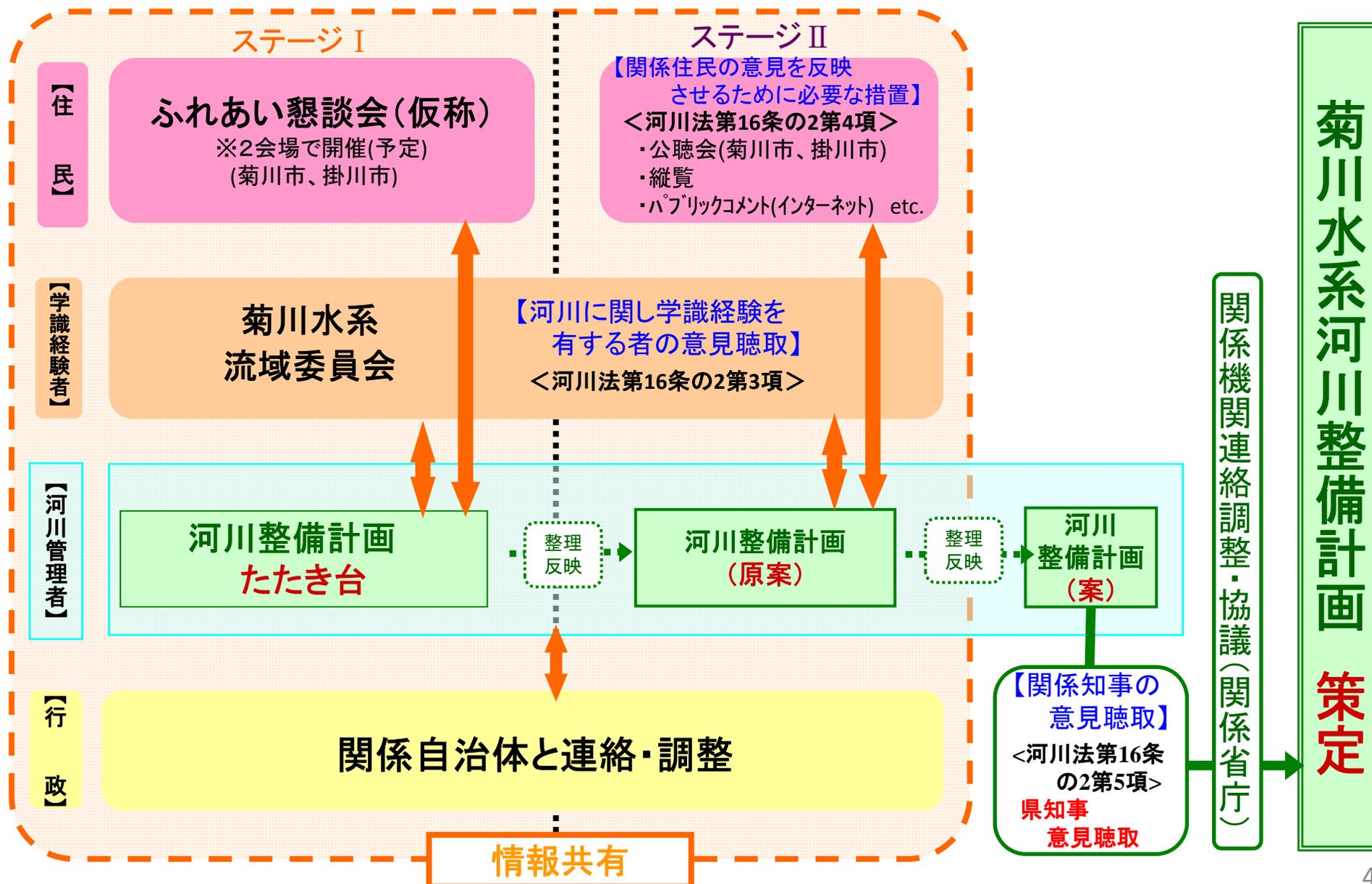
4 河川管理者は、前項に規定する場合において必要があると認めるときは、公聴会の開催等関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

5 河川管理者は、河川整備計画を定めようとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、関係都道府県知事又は関係市町村長の意見を聴かなければならない。

(～省略[6項・7項]～)

河川整備計画策定の進め方(概念的フロー図)

河川管理者が、住民・学識経験者・行政からそれぞれ意見を聴取し、情報共有を図る



河川整備計画 記載内容

<p>河川整備基本方針及び 河川整備計画の作成の準則 河川法施行令第十条</p> <p>河川整備計画に定める事項 河川法施行令第十条の三</p>	<p>河川整備基本方針及び河川整備計画は、次に定めるところにより作成しなければならない。</p>		
<p>一 河川整備計画の目標に関する事項</p>	<p>一 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項については、過去の主要な洪水、高潮等及びこれらによる災害の発生の状況並びに災害の発生を防止すべき地域の気象、地形、地質、開発の状況等を総合的に考慮すること。</p>	<p>二 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項については、流水の占用、舟運、漁業、観光、流水の清潔の保持、塩害の防止、河口の閉塞の防止、河川管理施設の保護、地下水位の維持等を総合的に考慮すること。</p>	<p>三 河川環境の整備と保全に関する事項については、流水の清潔の保持、景観、動植物の生息地又は生育地の状況、人と河川との豊かな触れ合いの確保等を総合的に考慮すること。</p>
<p>二 河川の整備の実施に関する事項</p> <p>イ 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要</p> <p>ロ 河川の維持の目的、種類及び施行の場所</p>	<p style="text-align: center; font-size: 2em; color: #0070C0;">河川整備計画 記載内容</p>		